

広 報



昭和49年12月1日

# あいお

No. 132

## 人口と世帯数

(11月1日現在)

|     |         |
|-----|---------|
| 人 口 | 9,450人  |
| 男   | 4,485人  |
| 女   | 4,965人  |
| 世帯数 | 2,426世帯 |



(とじこんで保存しましょう)

## 今月の主な記事

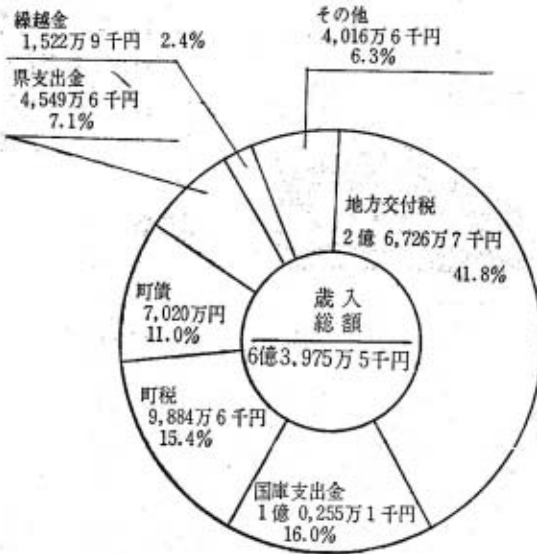
|                   |   |
|-------------------|---|
| 昭和48年度決算.....     | 2 |
| 名誉町民小林和作先生逝去..... | 3 |
| 11月保健衛生事業.....    | 4 |
| 納税コーナー.....       | 5 |
| 郷土小史⑮.....        | 6 |
| お知らせコーナ.....      | 7 |
| おかあさんのページ.....    | 8 |

## としの暮れ

ことしの大雪(たいせつ)は七日です。このころの天気は定まらず、時には大雪(おおゆき)に見舞われることから付けられたものでしょうか。「大雪」というのは、一年を二十四の節氣にわけ、立春からかぞえて二十一番目の氣にあたり、この日を過ぎると、急に冬らしい寒さがやってくるものです。

十二月は一年の総決算の月です。気ぜわしさにふり回されないように家事計画をたて、あまり押しつまらないうちに新しい年を迎える準備を……。

## 一般会計歳入決算内訳



# 7億9千47万円

## 昭和48年度決算 一般・特別会計の総額

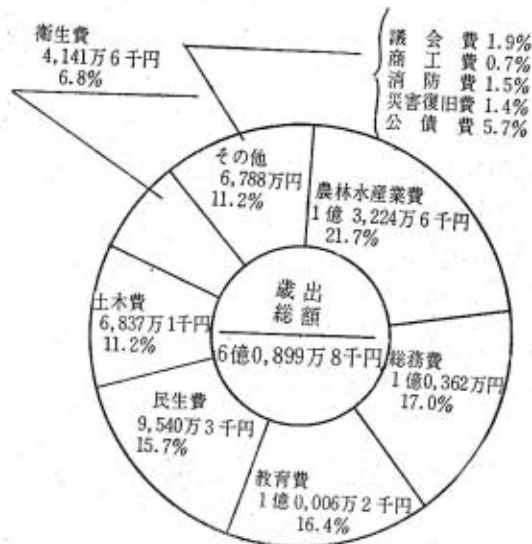
昭和48年度の秋穂町一般会計および特別会計の決算が、10月21日の定例議会に提出され、10月29日に認定されました。

歳入においては、前年度より28・9%の伸び、歳出においては同じく26・6%の伸びになっていますが、総需要抑制策もあって一部事業が49年度へ繰越されたものの、実質的には千九百万円の黒字経営です。

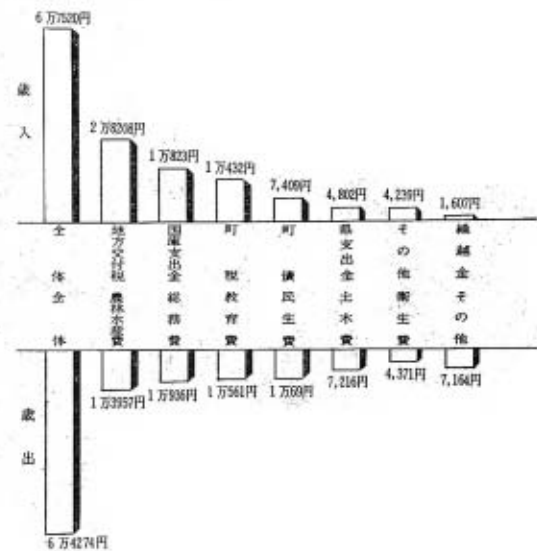
会計別による歳入歳出決算額は次のとおりです。

部門別（どういうところからお金が入り、どの方面にどの位使われたか）については円形グラフをまた一人当りの歳入歳出額は棒グラフをご覧ください。

## 一般会計歳出決算目的別内訳



## 一般会計町民一人当り額



## 主要成果

- 一、総務部門
  - 1、プレハブ庁舎 九九平方メートル
  - 2、車庫 二四〇平方メートル
  - 3、道路反射鏡 一四基
  - 二、民生部門
    - 1、生活困窮者救済 延七六八世帯
    - 2、保育に欠ける幼児措置 延二、七六〇人
    - 3、児童手当受給者数 延一、四二三人
    - 4、高令者福祉年金受給者数 一五九人
  - 三、衛生部門
    - 1、各種予防接種実施状況 インフルエンザ、延四二六九人。日本脳炎、延二五九一人他
    - 2、検診検査等
      - 乳児検診、春一五八人 秋一二七人。結核検診、四二四三人。成人病検診 他
      - 3、乳幼児相談、二二回
      - 4、母子栄養補給、延、三七、消防部門
      - 5、ごみ収集世帯 一、三三九世帯。
      - 6、老人医療受給者、七三二人。
  - 四、農林水産部門
    - 1、農業関係
      - 高効率集約的生産組織の育成。施設園芸育成事業。団体管黒濁農道七四
    - 八、教育部門（学校教育）
      - 1、小学校施設の整備補修 大海小学校水泳プールの建設、本プール六コリス。大海小学校水泳プ
- 二、林業関係
  - 1、松食虫駆除 六〇〇立方メートル。林産物（しいたけ）グループ育成。
  - 3、水産関係
    - 赤潮被害対策事業、酸素ポンベ、八基。漁業構造改善（投石）一、六一三立方メートル。水銀等汚染融資利子補給。漁港修築事業（秋穂）物揚場下部工一四〇米（大海）。海岸保全事業小浜地区護岸工二八五米、浦地区 三三米、樋門一基。
- 五、商工部門
  - 1、商工会振興助成。水銀汚染融資利子補給。
  - 六、土木部門
    - 1、道路整備関係
      - 町道瀧明院峠線舗装工及び九八米、歩道。簡易舗装工 二六件。
      - 2、港湾関係
        - 秋穂港海岸保全（高潮堤防補強工、八九米）可搬動力ポンプ購入一台。自衛消防団ポンプ購入補助（三地区）。救急業務の継続委託、件数五八件。

## 名誉町民

## 小林和作画伯

## 逝去さる

11月4日、小林画伯はス  
ケッチに向われる途中で倒  
れ、急逝されました。

86才の高令ながら平素お  
元気で、日本洋画壇の重鎮  
であった画伯が、こんな  
突然逝かれるとは、まこと  
に痛惜の極みであります。

特に一万町民にとりまし  
ては、偉大な芸術家をもつ  
という郷土人としての誇り  
と、ふるさとに寄せられた  
画伯の限らない温かい愛情  
を想い起すとき、この悲報  
はこのうえない悲痛な出事  
事でありました。

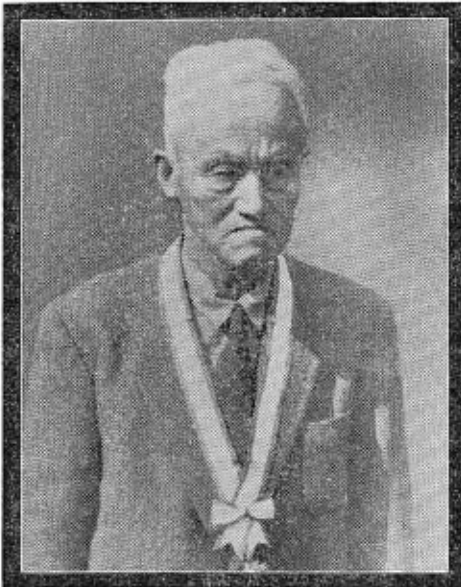
小林画伯は、明治21年小

永遠に世の人の心を魅了し

いといます。

て止まないとします。

画伯は、「人を愛し、天  
を愛しむ。」といわれ、更  
に「私などは到底そんな境  
地には達し得ないが、方針  
としてはそうありたいと思  
っている」とのべておられ  
ました。裕福な家庭に育た  
れた画伯でしたが、自身に  
は実に厳しく身には粗衣を  
まとい、極めて質素な生活  
の中で、教育文化に、社会  
福祉に惜しみなく巨財を投  
げ出され、自分の信念を実  
践されました。この篤行は  
決して生やさしい人間修業  
でできることではありません  
まい。あかね色の秋空に沈  
む夕陽のように、音もなく  
去っていかれた偉大な画伯  
に対し、一万町民は深い感  
謝と畏敬のまことを捧げた  
と思います。



略歴  
明治41年京都市立美術学校日本画科卒業  
大正9年洋画に転向鹿子木孟郎画伯に師事  
昭和3年フランス・イタリー遊学  
昭和26年独立美術協会展出品作「ゆく春」  
文部省賞状  
昭和28年文部大臣芸能選奨を受賞  
栄典事項 昭和39年5月画伯宅にて名誉  
町民章・賞状贈与  
昭和46年11月三等に叙せらる。  
昭和49年11月銀盃を受領

- 1、小学校教育設備補修  
秋穂小学校グラウンドビ  
アノ。大海小デスクオル  
ガン。
- 2、中学校施設の整備補修  
運動場へ通ずるトンネ  
ルの補修。校地東側よう  
壁工事。球技コート排水  
路新設。
- 3、中学校設備備品  
耐火金庫。プレス機。  
カラーテレビ。特殊学級  
用印刷機。プラスバンド  
楽器
- 4、各種学級教室等の開設  
青年対象、延三五回。  
婦人対象、延一四回。高  
令者対象、延一八回等  
2、第一回文化祭の開催。  
3、社会教育団体の育成。  
4、公民館、図書館の施設  
設備  
大海分館補修。マイク  
ロバスの購入。  
5、文化財の研究と保護  
正八幡宮防災設備事業  
補助。十二の舞の保存助  
成
- 保健体育  
1、体育主要行事  
町民体育大会。町民球  
技大会。諸スポーツ教室  
2、体育施設の利用  
町民水泳プール利用状  
況 水泳教室 五五人、  
一般利用 延一一、八五

## 一 般 会 計

|             |              |
|-------------|--------------|
| 歳入総額        | 6億3975万5583円 |
| 歳出総額        | 6億899万8162円  |
| 差引額         | 3075万7421円   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | 1155万 円      |
| 実質収支額       | 1,920万7421円  |

## 特 別 会 計

| 会計別                  | 歳入総額             | 歳出総額             | 差引額             |
|----------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 国民健康<br>保険特別<br>会 計  | 1億<br>2224万5189円 | 1億<br>1380万7296円 | 843万7893円       |
| 国民宿舎<br>特別会計         | 7,448万8395<br>円  | 6254万4734円       | 1,194万3661<br>円 |
| 交通災害<br>共済事業<br>特別会計 | 787万6099円        | 512万855円         | 275万5244円       |

- 一人。  
大海小水泳プール利用  
水泳教室 六八人。  
3、体育団体に對する指導  
援助  
学校給食  
1、学校給食の実施  
秋穂小学校 一八八日  
大海小学校 一八九日  
秋穂中学校 一九一日  
給食センター 一九五日  
2、給食センター調理場の  
天井塗装  
九、災害復旧部門  
千防川 六二米。町道  
遍明院峠線 二九米。天  
神川 一七六米。  
◎特別会計  
一、国民健康保険  
1、被保険者世帯及び被保  
険者数 一、五二六世帯  
七件、七等級 七件。  
四、四六三人。  
2、保険給付の状況  
療養給付数 二四、六一  
件。助産数 四五件等  
3、検診(三才児検診)  
一三八件  
4、成人病検診 一〇六名  
二、国民宿舎  
営業日数 三五九日  
施設設備関係 浴場新築  
客室整備、  
宿泊利用状況 宿泊者  
七三三一人、休憩利用者  
二五、九七五人  
三、交通災害共済事業  
共済加入者数 四、九三  
五人 見舞金支給状況(件  
数) 一等級 三件 三等  
級 二件、四等級 六件。  
五等級 一〇件、六等級  
七件、七等級 七件。

## 12月保健衛生事業



健康とは、肉体的、精神的ならびに社会的に完全に良好な状態であって、単に疾病や虚弱をさしていうだけではない（世界保健憲章より）

| 予防接種名                        | 月日曜日       | 時間                  | 場所                | 対象                                               |
|------------------------------|------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------|
| 三種混合<br>ジフテリア<br>百日せき<br>破傷風 | 4日<br>12月  | 13:30<br>~<br>14:30 | 大海分館              | 第1期<br>生後3カ月<br>から6カ月<br>の間に<br>第2期<br>完了した<br>者 |
| 秋穂乳幼児相談<br>大海乳幼児相談           | 5日<br>6日   | 13:30<br>~<br>16:00 | 中央<br>公民館<br>大海分館 | 第1期<br>生後3ヶ月<br>から6ヶ月<br>の間に<br>第2期<br>完了した<br>者 |
| 三種混合<br>ジフテリア<br>百日せき<br>破傷風 | 19日<br>20日 | 13:30<br>~<br>14:30 | 中央<br>公民館<br>大海分館 | 第1期<br>生後3ヶ月<br>から6ヶ月<br>の間に<br>第2期<br>完了した<br>者 |

※12月1日の三種混合は都合により11月29日に実施できなかった予防接種です。

※右のとおり実施いたしますので個人あてには通知いたしません。

※公害セミナーは紙面の都合により休みます。



年末年始の  
ゴミ収集業務

12月末日から1月上旬までのゴミ収集は次のとおり行います。

- 一般廃棄物  
○12月28日（土）までは、従来どおり定められた日に収集します。
  - 12月30日（月）は町内全域を収集します。
  - 12月31日から1月5日まで休みます。
  - 1月6日（月）から平常どおり収集をはじめます
- ※収集業務をしない間のゴミは搬出場所に出さないで家庭で保管するように協力ください。

- 不燃物  
○大海地区12月14日（土）  
○秋穂地区12月15日（日）  
いずれも従来どおり。
- 不用犬の引きとり  
年末は12月26日（木）まで  
年始は1月9日（木）から
- 火葬場  
手続は随時
- ゴミ処理専用の紙袋のあつせんは12月27日（金）まで

# 農業者の年金改善



農業者年金制度が改善、充実されました。

（50年1月1日から）

▼年金額の大巾な引き上げ  
経営移譲年金および農業者老令年金の額が2倍引き上げられました。

この結果、経営移譲年金についてみると、たとえば保険料を納めた期間が5年の場合の年金額は月額8千円から1万7千6百円に20年の場合は1万6千円から3万5千2百円に。

また、農業者老令年金についてみると、保険料を納めた期間が5年の場合の年金額は月額1千円から2千2百円に、20年の場合4千円から8千8百円にそれぞれ引き上げられました。

▼保険料の改正  
年金額の引上げに伴い、保険料も2倍引上げられ、月額7百50円が千6百5

0円になりました。

▼年金額の物価スライド  
厚生年金や国民年金の場合と同様に、物価の変動に応じて年金額が自動的に改定され、年金の実質価値が維持されるように改善されました。

▼脱退者に対する改善  
農業者が退職等に出た、厚生年金などの被用者年金に加入した場合、農業者年金から脱退することになり、所定の受給資格期間を満たさないため年金をもらえない人もでます。そこで、農業者が退職等に出た被用者年金に加入した場合には、被用者年金に加入している期間と農業者年金の保険料納付済期間とを合算した期間が、年金給付の受給資格期間以上であれば、年金がもらえるようになります。

▼離職給付金額の引き上げ  
年金給付水準の引上げに伴い、離職給付金も2倍に引き上げられました。したがって、高令のため年金に加入できない人が離職した場合に35万円が77万円に、またその他の者の離職の場合には、15万円が33万円になりました。

また、従来は農地を他人に譲り渡して離職する場合にだけ支給されていましたが、

が、今回の改正により、他人に農地を貸して離職する場合もその対象に含まれることになりました。

▼脱退および死亡一時金額の引き上げ  
3年以上保険料を納めた被保険者が、途中で脱退したり死亡した場合に、保険料の納付期間に応じた一時金が支給されますが、この額も2倍引き上げられました。なお、旧保険料を納めた者については、新旧別保険料納付期間を考慮して、額を定めることになりました

一時金の額  
は3年・4年未満納付した者の場合、3万から6万6千円になりました。

▼保険料の前納割引制の導入  
保険料の納付方法について1年に1回支払う前納割引の道も開かれました。

以上、改正された要点について説明しましたが、ご不明な点、また国民年金に加入、脱退の際には農業委員会なり農協の方へお申出ください。



# 年末調整ができる

## 給与所得者の住宅取得税

住宅取得税とは、昭和50年12月31日までに自分が住む家の建築に着手するか、又は、自分が住むため新築の家の買った人で一定の条件に該当するときは、その家に住んだ年から3年間、一年について最高3万円を所得税額から控除するという制度です。

この控除を受けるためには、確定申告をすることが必要ですが、今年から給与所得者には年末調整で控除できるようにしました。

年末調整で控除を受けることができる人は、住みはじめた最初の年か、次の年に確定申告をして住宅取得税を受け、まだその控除を受ける期間が残っている人です。

## 納税

### コーナー



年末調整で控除を受けようとする場合は、その年の最後の給料日までに、税務署の証明書を給料の支払者に提出して下さい。

## 青色申告決算説明会

昭和49年分の青色申告決算説明会が次により開催されますので、青色申告者はご出席下さい。尚、決算用紙等は、当日会場で配布されます。

日時 12月12日(木)

午後1時より

場所 秋穂町商工会

参加者 秋穂町・秋穂二島地区の該当者

# 家庭と子どものしあわせ 〔児童手当〕

で)の児童であること。

(2) その人の前年の収入が一定額(たとえば、扶養親族が5人の場合322万円)に満たないこと。

## 支給額

児童手当の額は、3人以上の児童のうち、出生順に教養3人目以降であり、義務教育終了前の児童1人につき、月額3千円です。なお、この額は、昭和49年10月分から4千円になりました。

## 児童手当の認定と支給

児童手当は、支給資格がある人の住所の市町村長が、その人の請求に基づいて認定し支給します。なお、公務員と公共企業体の職員の方については、勤め先が認定し支給します。

また、児童手当の支払いは、認定をした市町村長が、毎年度6月、10月、2月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4か月分をまとめて支払います。秋穂町ではこの3回の支払日を10日に定め、10日が日曜、祝祭日の場合は翌日として支払います。

## 受給資格

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、つぎの要件にあてはまる場合に支給されます。

(1) 18才未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が義務教育終了前(中学校を卒業するま



## いろいろな届出

### (1) 児童手当現況届

毎年1回、6月1日から30日の間にすべての受給者は、児童手当現況届を町役場に出してください。この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況などを毎年6月1日の状況について確認するためのものです。

もし、この届を出さないと、引き続いて受給資格があっても、6月分以後の児童手当の支払いを受けることができません。

(2) その他の届

つぎのいずれかにあてはまる場合は、すぐにそれぞれの届書や請求書を町役場に出してください。

○受給者が、町内のなかで住所が変わったとき

○受給者が、他の市町村に住所が変わったときや受給者の方が公務員または公共企業体の職員になったとき

○児童手当受給事由が消滅届

(受給者の方が他の市町村に住所が変わった後も、引き続き児童手当の受給資格があれば、児童手当は、転出先の市町村で支給されることになりますが、そのためには、すぐに転出先の市町村役場に認定の請求手続きをしなければなりません)

○児童手当の額が増額されるようになるとき

○児童手当の額が減額されるようになるとき

○児童手当の支給が終わるようになるとき

○児童手当の減額(18才未満の対象児童のなかに、義務教育終了前の児童がいなくなったときや、18才未満の児童の数が2人以下となった場合)

○以上の届のほかに、受給者の氏名が変わったときや養育している児童の住所や氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

○児童手当の額が増額されるようになるとき

○児童手当の額が減額されるようになるとき

○児童手当の支給が終わるようになるとき

○児童手当の減額(18才未満の対象児童のなかに、義務教育終了前の児童がいなくなったときや、18才未満の児童の数が2人以下となった場合)

○以上の届のほかに、受給者の氏名が変わったときや養育している児童の住所や氏名が変わったときは、その旨を届け出る必要があります。

○児童手当の額が増額されるようになるとき

○児童手当の額が減額されるようになるとき



## 郷土小史

(15)

## 九州にある秋穂氏

秋穂氏とその時代背景については、この小史八・九・一〇号でのべた。この地から姿を消した秋穂氏が九州に落ちのび、福岡県に後裔らしい秋穂氏のあることは、かねて河谷芳俊氏が書いておられる。

その秋穂氏は今北九州黒崎駅から西鉄電車で一五十分位の三ヶ森という駅近くに産婦人科医を開業されている。秋穂裕美氏である。

折よくその実兄大橋充氏も東京から帰って居られて両氏から詳しく話を聞き、車で一時間ほど遠賀川に沿って稲築町岩崎の秋穂氏遺跡に案内して頂いた。

その地の秋穂氏はこの秋穂氏の地を記録して頂いた。町ほどの丘に今忠魂碑のあ



る大宮司屋敷にあった(嘉穂郡誌)とも、鷺山城址にあった(稲築町誌)ともいう。鷺山城址は岩崎領主秋穂兵庫佐俊氏の居館のあったところで、遠賀川を遡ること約四〇軒。今も丘の麓に秋穂氏の生家と本家の二軒が草葺のままある。

次にこれから約一七〇年後の明応八(一四九九)年に秋穂新蔵人秀氏という人物がこの八幡宮を再建している。社内に秋穂石とい

う各三尺ばかりの石二つがあり、前記秀氏が立てたものという。今も拝殿の横に一基だけ残り、注連縄が張つてある。そばの榎の木の木は枯れたまま今も立っているが、この時に植えたものという。

この新蔵人秀氏の子に安房守正光があり、天文八年(一五三九)大内氏から二通の文書をうけていたと。

それに依ると、岩崎庄内に給地四〇町歩があり、大内氏に随順して所領を安堵され、この地の支配を認めてもらっていたという。

これから約一二〇年、徳川時代のはじめ頃宗全(釈宗善)という人があり、その墓が鷺山城址近くにある。その墓に明暦元年(一六五五)と刻まれている。それ以後代々医者をしたであ

ろう人々の墓もあった。

これらの資料を私共の秋穂の地のそれと比べてみると、別表の通りで、最初の秋穂兵庫佐俊氏の嘉暦元年は防府天満宮拝殿の棟札に出る永和元(一三七五)年

秋穂新左エ門尉より約五〇年も前のことである。

次の秋穂新蔵人秀氏の明応八年は正八幡宮造営奉賀帖にでる、応永の頃の「盛忠」よりも約百年の後。秋穂兵庫佐俊氏より一七三年後のことで双方の間の関係は見出せない。

次に先方の秋穂安房守正光はこの地の秋穂因幡守盛光と殆ど同時代になる。

ここで正光(セイコウ)と盛光(セイコウ)の両人と通明院の前身「盛光(セイコウ)院」は同音の発音となる。通ずるところがないとも云えぬ。

(別表)

周防秋穂 年代 築前岩崎

秋穂新左 1326 秋穂兵庫佐

エ門尉 1437 俊氏

蔵人盛忠 7375

1528 〇新蔵人秀氏

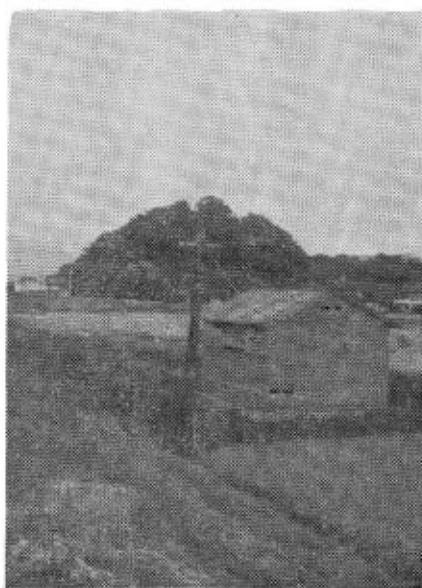
1499 〇(大内氏壁書

因幡守盛光 1539 〇安房守正光

飛弾守盛治 1562

1655 〇 釈宗善

以後代々医者



写真上は八幡宮の「秋穂石」位置は極めて重要な地点で嘉麻川(遠賀川上流)の上流下流の平野を画するのど首の地点にある。僅か数十米で対岸観音崎に對し、而も断崖のすぐ下を嘉麻川が流れている。大隈秋月方面にはここを抜けねば絶対に進めない。秋月氏にとって正に死活要衝の地である。

この鷺山城がいつ頃落城したか明かでないが、大内氏が弘治三(一五五七)年毛利氏に亡ぼされているので、秋穂氏が生きのびていたとしても不安定であり、完全に亡びたのは秀吉九州征伐の頃であつたらうと同地の郷土史でも推測する。

落城の際秋穂氏は医者になるか、僧侶になるかといわれ医者を選んだという。秋穂家に享禄元年(一五二八)、大内氏からもらつた壁書の一部が現存している。武士の家訓という。そこでいつの頃に秋穂氏が九州に渡つたものか、その謎は解けないが、九州に渡る海上で船底にあいた穴をあわびがふさぎ、そのお蔭で無事海を渡ることができた。今も同家ではあわびを食べない。

また渡るとき神官をつれて行った。前記八幡宮二の鳥居に刻まれている社倉。山倉盛昌はその後裔という。宗全以後の秋穂氏は浄土真宗であるが鷺山城址には大日如来をまつり、秋穂氏屋敷には勝呂大明神を秋穂明神として秀氏をまつるといふ。

これだけのことを郷土の人々に報告できることは秋穂・大橋両氏のお蔭と深くお礼を申し上げたい。(社会教育指導員 田中 稔記)

林地の開発が許可制度になりました

昭和49年5月1日法律第39号（森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律）が、49年10月31日付で施行されました。

この法律の改正のうち、林地の開発行為に対し新しく規制がもうけられましたので、その概要を次のとおりお知らせします。

**目的** 国民生活及び地域社会における森林の有する多角的機能の高度発揮を図るため、森林の適正な利用を確保することを目的としています。

**開発行為の許可制度** 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林・保安施設地区の区域・海岸保全区域を除く）において、その土地の形質を変更する開発行為をしようとする場合には、知事の許可が必要となりました。

開発行為の規制の対象は、国又は地方公共団体が行なう場合及び火災、風水害、その他非常災害のために必要な応急措置として行なう場合を除き、すべて一ヘクタール以上の開発行為は、市町村長を経由して、県知事宛に申請書を提出するよう規定されています。

なお、保安林については、従来どおりの規制がありますので、お間違ひのないよう十分注意してください。

くわしいことは町産業課へおたずねください。

### 「新規農林業就業青年激励」

「豊かな暮らしをつくる」のテーマで開催された、山口県農業まつり／農村振興大会は、11月9日山口市民会館で行われました。

当町からは、新規農林業就業青年として、次の方が出席され、県知事および山口県農業協同組合中央会々長の激励をうけられました。

今後の活躍を期待して、ご紹介いたします。

宮ノ旦 松西一郎さん。（山口農高、県営農技術

研修所卒）

年賀状は早めに ご用意を

〒 郵便局

年賀状を書く季節になりました。折りたたみ式自転車や腕時計などが当たる年賀はがきで、美しい版画や家庭の写真入りあるいは家の近況など、心のこもった年賀状はもらってとてもうれしいものです。

今年も12月15日から、差出しの受け付けがはじまりますが、早く、正しく届けるために、次のことにご留意のうえ、早目に、ご用意をお願いします。

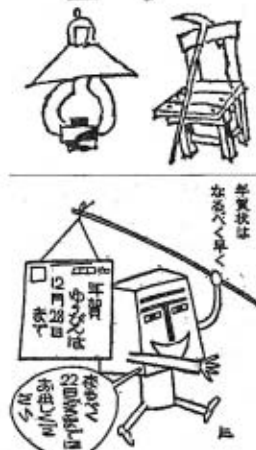
▼あて名はくわしく、わかりやすく。住所のほかにアパート名、棟や部屋番号まで書き、お子さんや同居人の方へは忘れずに世帯主のお名前を書きそえてください。

▼差出人の住所もくわしく書いて、先方に正しい住所と郵便番号を知らせましょう。

▼差出し方 町内、町外（県内と県外は別々に）に分け、それぞれ輪ゴムで束ねてポストに入れてくださると、作業がスムーズに運びます。

ご協力をおねがいいたします。

## お知らせ コーナー



椎茸栽培用電気ドリルを御利用ください!!

秋穂町椎茸栽培研究会では、栽培の省力化と技術改善を目的に椎茸栽培（穿孔）用電気ドリルを備付けましたので、利用されるようお知らせいたします。

なお、貸付対象者は次のとおりとなっています。

貸付対象者  
椎茸栽培研究会会員

備付場所

町役場産業課内研究会事務局

知事へ 年賀状をお寄せください

県では、新年を迎えるにあたって、広く県民のみなさんから県政についての身近な要望や意見または建設的な提言などをお聞きし、県政に反映させるため、知事への年賀状をお待ちしています。次の要領でお寄せください。

方法……ハガキまたは手紙に要点を簡略に、よみやすく。文の終りに住所・氏名・年令・職業・性別・郵便番号を忘れずに。

締切……昭和50年1月15日

あて先……山口市滝町1番1号〒753  
山口県庁県民課

「知事への年賀状」係気付

山口県知事 橋本正之

### 「人権週間」

「水田の効率的利用を

12月4日〜10日まで

図るため、水田裏作の推進にこころがけましょう。」

秋穂町の人権擁護委員は、秋穂町の上田博人さんです。どんな小さな人権問題でもお気軽にご利用ください。

### 「秋穂黒松生産協会」が発足しました

秋穂町の山林から山取りした盆栽・庭園樹は、古くから年代物の盆栽・庭木として極めて優れたものが産出され、県内はもち論のこと県外の愛好家にも「秋穂黒松」の名で知られています。特に、最近の盆栽熱の高まりとともに皮性、葉性の優れた「秋穂黒松」の素材の入手を望まれる方が多くなってきました。

この要望にこたえるため「秋穂黒松」の系統の正しい老松を母樹に指定して採種した種子を、実生から本格的な育苗管理により直幹、模様木の盆栽・庭園木を生産、増殖することを目的に、「秋穂黒松生産協会」が設立されました。

事務局は、山口農業改良普及所秋穂支所内に置き、広く愛好家のご相談に応ずることとなりましたのでご利用くださるようお知らせいたします。

# くらしと生活 あかあさんのページ



## 苦情は早く 申し出ましょう!!

山口県消費生活センターには、消費者からあるいはモニターや市町村の窓口を通じて、次の事例のように消費生活上のいろいろな苦情や相談がもちこまれ、それぞれの問題が解決されております。

○早目に出しましょう

○具体的内容を

いつ、どこで、なにを、どうした、どうであったかをくわしく。

○証拠を大切に

現物を捨ててしまったばかりに水かけ論になることもあります。領収書、ラベルなど大切に

○秘密を守ります  
あなたの名前、住所、電話番号などはつきりいまいし。相手方との交渉では、あなたのご迷惑にならないようにします。

お宅では困ったことやいやな思いをしたことはありませんか？  
つまらないことだから、私ひとり我慢すれば、と思わずに苦情は遠慮なく左記へ申し出て下さい。

苦情の窓口

企画室 有線2312

電話2202

山口県消費生活センター

電話山口② 8526

苦情を出すときは

### 最近の苦情例から

その一

件名

AF2ぬきのかまぼこの保存について

相談内容

長門市で作られるかまぼこにはAF2が使われていませんが、保存の面では大丈夫でしょうか。

処理概要

外海水産試験場に照会したところ、AF2を使わない場合の実験結果によると、35°C湿度98%で2〜3日、25°Cでは35°Cの時より2〜3倍保存可能。また、澱粉の使用量によっても違い、焼ぬきで澱粉含有量1〜2%位のものならAF2ぬきで10日位保存可能。販売条件によっても違いますが、いづれにせよ生鮮食品として使用すること、という回答があり本人に伝える。

その二

件名

カルピスの保存期間について

相談内容

カルピスKK照会資料により飲用に適する期間は、通常室温で製造後2年位は大丈夫である。缶詰同様長く保存できるが、長いと腐変現象をおこし風味をそこなう。



その三

件名

教育機器の契約解除について

相談内容

夕刻時にセールスマンが来てねばられ教育機器を契約したがよく考え、そのあとで解約しようと思いい日申し出たところ、申し込み金の三千元は返金できないといわれた。

処理概要

山口営業所に照会したら本社の指示がなければ返金できないとのことなので、本部本社に照会したところ

、クーリングオフ期間の解約については手数料、申し込み金はもらわないという回答だったので、本人に内容証明で解約手続きをするよう指導した。その後本人には返金された。

つまり冷却期間で訪問販売などで割賦契約した場合、消費者は業者から契約書を受け取った日から4日以内であれば無条件で契約を解除できることをいい、48年3月から実施されています。

### ちよっとひとこと

#### 電気知識

寒くなり、家庭でも電気器具の使用が多くなっていることですが、お宅ではタコ足配線はありませんか？これは大変危険な配線です。コンセント、テープ、プラグ、ソケット、コードなどは、それぞれ安全に流せる電流の限度があり、これを許容電流といいますが、これ以上の電流を流すと過熱し、焼けたり、焦げたりしてきわめて危険です。その許容電流をよく覚えておくことは、ますます発展していく電化生活に欠かせない主婦のちよっとひとことです。

①電灯は6アンペア(A)、すなわち600ワット

※(今月は品質表示は休みました。)

